

令和元年度 渉外司法書士協会セミナー

渉外登記実務入門講座

渉外商業登記入門 2  
(外国会社・合同会社)

■ レジюме

日時：令和元年8月24日（土）13:50～16:20

会場：中央大学 駿河台記念館 610号室

講師：渉外司法書士協会会員 秋山 佐企子

主催：NPO法人 渉外司法書士協会

## 1. 営業所の設置（外国会社の登記） - その① -

### 事例1

知り合いの税理士さんから、「中国（上海）の企業が日本に支店を設置するための打合せに同席してほしい」との連絡がありました。打合せには何を準備して臨めばよいのでしょうか。

### 《回答》

クライアントが支店（日本における営業所）と支社（日本法人）の違いを認識した上で、問い合わせをしてくることは稀なケースです。打合せでは、まず駐在員事務所、支店、支社の違いを説明した上で、どちらが実体に合致しているのか、メリット・デメリット等を法務・税務の面からそれぞれ検討していきます。

### 《解説》

弁護士さんや税理士さんが不慣れで支店か日本法人設立かを決定しきれない場合は、こちらにその決定も含めたアドバイスを求めてくるケースもあります。

### ●●●実務上の注意点●●●

外国企業の担当者から受けた質問を集約すると、

- ①営業所設置と日本法人設立の違いは理解したが、手続面・税金面でどちらが有利なのか。
- ②在留資格を得るためには、営業所設置と日本法人設立のどちらが有利なのか。
- ③全体のスケジュールと費用イメージを知りたい。

という3点でした。

以上のことを踏まえると、打合せを進めるためには、比較表やフローチャートを準備しておくことが重要です（資料1、2）。

※JETROのホームページに参考情報が掲載されています。

[https://www.jetro.go.jp/invest/setting\\_up/section1/page2.html](https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section1/page2.html)

## 2. 営業所の設置（外国会社の登記） - その② -

### 事例2

事例1の企業（中国・上海）から、正式に、日本における営業所設置の依頼を受けました。日本における代表者は日本人が就任するようですが、本国で準備する書類は中国語で作成されるようです。書籍を見ると、宣誓供述書を準備すればよいようですが、そもそも宣誓供述書の実物を見たことがないのでよく分かりません。

日本の会社のように、中国の会社の登記簿謄本、代表者の印鑑証明書や各議事録等に翻訳文を添付するだけではだめなのでしょうか？

### 〈回答・解説〉

本事例は営業所設置（外国会社の支店）に決定している場合ですから、

#### （1）営業所設置の必要書類の準備

- ・・・実務的には ① 宣誓供述書起案のための情報収集
- ② 宣誓供述書の認証

#### （2）外為法の事前届出、事後報告の要否

が問題となります。

### 【営業所設置の必要書類の準備】

#### （1）①宣誓供述書起案のための情報収集

日本における営業所設置の必要書類は、商業登記法に規定されています。

#### 第129条

会社法第933条第1項（外国会社の登記、日本における代表者）の規定による外国会社の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 1 本店の存在を認めるに足りる書面
- 2 日本における代表者の資格を証する書面
- 3 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面
- 4 会社法第939条第2項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面

2 前項の書類は、外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。

- ・本店の存在を認めるに足りる書面
  - 登記事項全部証明書（韓国、資料3）、
  - 企業登録証明書（ベトナム、資料4）

- ・日本における代表者の資格を証する書面  
→任命書、契約書、取締役会議事録等
- ・外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面  
→基本定款（アメリカ、資料5）、附属定款等
- ・会社法第939条第2項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面  
→「官報に掲載する方法」「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」「電子公告」の公告方法を定めた場合には、それを証する取締役会議事録等

上記の会社謄本や定款を集めても、日本における代表者や外国会社が日本の株式会社類似なのか、合同会社類似なのかといった事項まで記載されていることは（ほぼ）ないため、これらの書類を全て集めても、外国会社の登記事項を網羅できるとは限りません。また仮に、網羅できるとしても、全てを翻訳・認証してもらうことも負担が大きすぎます。

そこで実務では、外国会社の登記がなされるように登記事項を抽出して組み直したものを作成し、それに「外国会社の本国の管轄官庁」または「日本における領事」の認証を受けたもの（＝宣誓供述書）で対応することが一般的です。

なぜなら、「本店の存在を認めるに足りる書面」「日本における代表者の資格を証する書面」「外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面」「会社法第939条第2項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面」が具体的に何を指すか、条文上は明記されていないからです。

つまり、【1】商業登記法の規定を充足 し、かつ

【2】登記すべき事項を網羅 するために

「宣誓供述書」を作成する方法が、実務では多く利用されています。

#### ◎宣誓供述書 (Affidavit) とは？

公証人が私署証書（作成者の署名、署名押印又は記名押印のある私文書のこと）に認証を与える場合において、当事者がその面前で証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名もしくは押印し、又は証書の署名もしくは押印を自認した場合は、その旨を記載して認証する制度を宣誓認証制度といい（公証人法58条の2）、公証役場において、公証人から宣誓認証を受けた文書のことを宣誓供述書といいます。

つまり、宣誓供述を行う者が、真実であることを宣誓した上で供述し、署名したこと及び宣誓供述者が本人であることを公証人等が認証文や印章を添付して証明するものです。

宣誓供述書（資料6）は登記申請のために利用されるものであって、そもそも外国会社が持っている書類ではなく、「日本で外国会社の登記をするため」に作成したものと考えると理解しやすいと思います。

よって当然のことながら、司法書士が原案を作成することになります。

しかし、外国語で作成された資料から必要事項を抽出することは困難ですので、Information for AFFIDAVIT（資料7）のようなチェックリストを外国会社に記入してもらい、それに基づいて宣誓供述書を作成する方が簡便です。

また、宣誓供述書を作成する場合、まずは日本語版を作成し、それを外国語訳する方がよいと思います。日本の法務局で登記が通るような書類を作っておかないとやり直しを求められるからです。

#### ※登記事項

- ・日本における同種又は類似する会社の登記事項
  - ・外国会社の設立準拠法
  - ・日本における代表者の氏名及び住所
  - ・公告方法に関する事項
    - ①株式会社類似の場合は、準拠法の規定による公告方法
    - ②①の場合において、貸借対照表を電磁的方法により開示する場合は URL
    - ③公告方法の定めがある場合は、その定め（官報・日刊新聞・電子公告）
    - ④公告方法の定めが電子公告とする場合は URL
    - ⑤③の定めがない場合には、官報を公告方法とする
- 宣誓供述書作成上の各項目の注意点は、以下の通りです。

#### (1) 商号

商業登記法上、外国文字による登記は認められておりませんので、アルファベット（ローマ字）又はカタカナ（外国語の発音をカタカナで引き直したもの）で登記する必要があります（数字のほか、「&」「・」「,」「-」等も登記可能）。

ただし、中国や韓国等の漢字使用国の会社は、日本語の正字であればそのまま登記することも可能です。日本の俗字や誤字、簡体字（※）の場合には、正字に引き直して登記をします。

#### ※簡体字（大辞林より）

現代中国で制定、使用されている簡略にした漢字。

例) 对 (対)、处 (処) など

また、日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類名（「株式会社」、「合同会社」など）を付加する必要もありません。

Cf. 商号が「ABC Co.,Ltd.」の場合、「甲乙丙股份有限公司」の場合

## (2) 本店

本店及び支店の所在場所の表示は、商号と同じく、原則として外国語の発音をカタカナで引き直して表示しますが（住所の表記のうち、符号（ビル名等）として使用されるアルファベットはそのまま登記可能）、漢字使用国の場合には、その漢字のまま表示することも可能です（ただし、正字でない場合には、正字に引き直す必要があります）。

例) 中华人民共和国上海市静安区南京西路・・・

→中華人民共和国上海市静安区南京西路

例) 999 Barksdale Professional Center, Newark, DE 19711, U.S.A.

→アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデイル・

プロフェッショナル・センター999番

## (3) 外国会社の設立の準拠法

実際の登記簿を見ていると、様々な準拠法の表記を目にします。しかし、会社を設立するにあたっての準拠法は特定の法律となります。そこで、設立する根拠となった準拠法を特定するため、「〇〇国会社法」などと記載すべきです。

例) × デラウェア州法

○ デラウェア州一般会社法

## (4) 目的

外国会社が行う事業目的を表記する必要がありますが、外国会社によっては、「法的に許されている事業すべて」といった事項が目的とされている国や膨大な項目を会社の目的として記載している会社もあります。

しかし、登記事項である「目的」は会社の事業活動の内容を明らかにするためのものなので、これらを日本の登記簿に記載するべきではないと考えます。この場合、外国会社が「現に行っている、又は、近い将来行う予定の事業」を具体的に登記すべきでしょう。

また、外為法上の事前届出業種に該当するか否かについても注意が必要です。

## (5) 発行可能株式総数

制度上、発行可能株式総数の規定のない国もありますので、その場合には日本の登記簿にも記載することができません。

## (6) 役員

外国会社の場合、必ずしも「取締役」「監査役」と記載する必要がないため、当該国で役員とされている役職名の引き直しの問題があります。例えば、「Director」を「取締役」と表示するか「ディレクター」と表示するかという問題です。

なお、氏名及び住所の表記については、英文字では登記ができないので、漢字又はカタカナになります。人名なので、会社側とよく確認したうえで表記をした方がよいでしょう。

また、姓名の区切りに「・」「、」を入れるか、区切らずにそのまま登記するかも確認が必要です。

例) Michael

英語読み : マイケル      フランス語読み : ミッシェル  
ドイツ語読み : ミハエル      ラテン語読み : ミカエル

### (7) 日本における代表者の住所及び氏名

原則として国籍の制限は無いため、株主や取締役日本人を置く必要はありませんが、会社法上日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない（会社法 § 817 I）とあります。

### (8) 設立準拠法の規定による公告をする方法

外国会社の定款において、公告方法が規定されている場合には、当該公告方法も登記事項となります。

### (9) 事業年度

税務手続上必要になるので、引き継いだ税理士が仕事を行い易くするため記載を盛り込んでおくべきです。

## 【営業所設置の必要書類の準備】

### (1) ② 宣誓供述書の認証

#### 第 1 2 9 条

会社法第 9 3 3 条第 1 項（外国会社の登記、日本における代表者）の規定による外国会社の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 1 本店の存在を認めるに足りる書面
- 2 日本における代表者の資格を証する書面
- 3 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面
- 4 会社法第 9 3 9 条第 2 項の規定による公告方法についての定めがあるときは、これを証する書面

2 前項の書類は、外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。

商業登記法第 1 2 9 条第 2 項に

外国会社の本国の管轄官庁 又は

日本における領事 その他権限がある官憲の認証

が必要とあるため、作成した宣誓供述書を認証しなくてはなりません。問題は、誰が、どこで、認証してもらうかです。

**【誰が】** 原則：外国会社の本国の代表者

例外：日本における代表者

従業員や単なる代理人による宣誓供述書に領事等が認証したものは、原則として、不可とされています（平成18年4月5日民商873、登記研究715-168）。

本国の代表者や日本における代表者といった責任を負う地位にある者でないと内容の真正性を担保できないためです。

**【どこで】**

・外国会社の本国の管轄官庁

→外国会社の「本国」とは、設立準拠法国であると解されています（昭和60年1月21日民四207）。

「管轄官庁」とは、日本の法務局（登記官）に相当するものが該当しますが、それ以外にも、その当該国の公証人が認証文自体又はその他の書面によって、当該国の管轄官庁として認証したものであることが形式上認められる場合には、その公証人も管轄官庁とみなすことができます（登研86-42）。

Cf. 本国官憲…本人の国籍、 外国官憲…本人の居住地

・日本における領事

→駐日領事館の領事を指します。

Cf. 大使：国家を代表して他国へ派遣される最上位の外交使節

領事：外国に駐在し、自国通商の促進と在留自国民の保護にあたる者

・その他権限がある官憲

→日本における当該外国の外交団等を指すと言われています。

つまり、宣誓供述書の認証は

<b>【誰が】</b> 宣誓供述をする者	原則：本国の代表者 例外：日本における代表者
<b>【どこで】</b> 宣誓供述書の作成場所	本国の管轄官庁 又は 本国にいる公証人 又は 日本における領事

となります。

<具体例>

中国（上海）に本店のある会社が日本における営業所を設置する場合

→ **【誰が】** 本国の会社の代表者

**【どこで】** 上海の公証人





## (例1) 駐日アメリカ大使館

<https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/notarial-services-ja/>

### 【必要書類・注意事項】

#### 1. 要予約

(<https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/appointment-system-acs-ja/>)

予約できる時間帯は、月曜日から金曜日 8時45分～11時45分です。

#### 2. 予約時の完了画面を印刷して持参

#### 3. 身分証明書として、アメリカ又は外国のパスポート、アメリカ又は日本の運転免許証、マイナンバーカード等（健康保険証は不可）

#### 4. 費用：50ドル。

米ドルか日本円の現金（クレジットカードは不可）

#### 5. 宣誓供述書（白紙）はオンラインで入手可能です（資料8）。

事前に必要事項を記入しておきますが、書類自体にはサインをせずに持参し、領事の面前でサインをします。

#### 6. 注意事項

宣誓供述書を取得する際に本国で発行された設立証明書等の提出は不要ですが、会社事項について領事から質問を受けた際に受け答えできる必要がありますので、設立証明書等の写しは持参した方がよいでしょう。

## (例2) 駐日スペイン大使館

<http://www.exteriores.gob.es/Embajadas/TOKIO/ja/Embajada/ServiciosConsulares/Paginas/OtrosConsulares.aspx>

### 【公証役場としての業務】

在日スペイン大使館領事部は公証人役場としての機能も与えられています。すべての自然人ならびに法人は、スペイン国籍であるかどうかにかかわらず、当大使館の領事担当官の面前にて、公正証書を作成することができます。ただし、当大使館での作成は日本国内に住所を定め居住している方のみが対象です。

注意しなければならないのは、一般的に、領事担当官によりなされた公正証書は第三国では効力を認められないということです。言いかえると、在東京スペイン大使館領事担当官により認証された文書は通常、日本では効力をもたないということです。日本で有効な公正証書は、日本国の公証人役場で作成しなければなりません。したがって、領事担当官による公証業務が有効なのは、手続きの対象がスペイン国にある場合、あるいは、法的な手続きを踏む必要のある私的な問題がスペインと関係がある場合に限られます。

## 【登記申請（資料9）】

商業登記法第128条

外国会社の登記の申請については、日本における代表者が外国会社を代表する。

日本における代表者から申請を行います。本国の代表者からの申請の可否については、消極的に解するのが登記実務です。

### ※昭和44年1月14日民甲第32号民事局長回答

外国会社の日本における営業所廃止に関する登記申請に際して、登記簿上の日本における代表者の住所が不明で連絡がとれず、かつ現在実質上営業所を廃止しているため新たに日本における代表者を選任することが不合理である場合にも、新たに外国会社の日本における代表者を選任し、その者から日本における代表者の変更の登記及び営業所廃止の登記の申請をなすべきである。

前項の登記の申請書には、日本における代表者の変更の事実及び営業所廃止の事実を証する書面の添付を要する。

### ※印鑑届

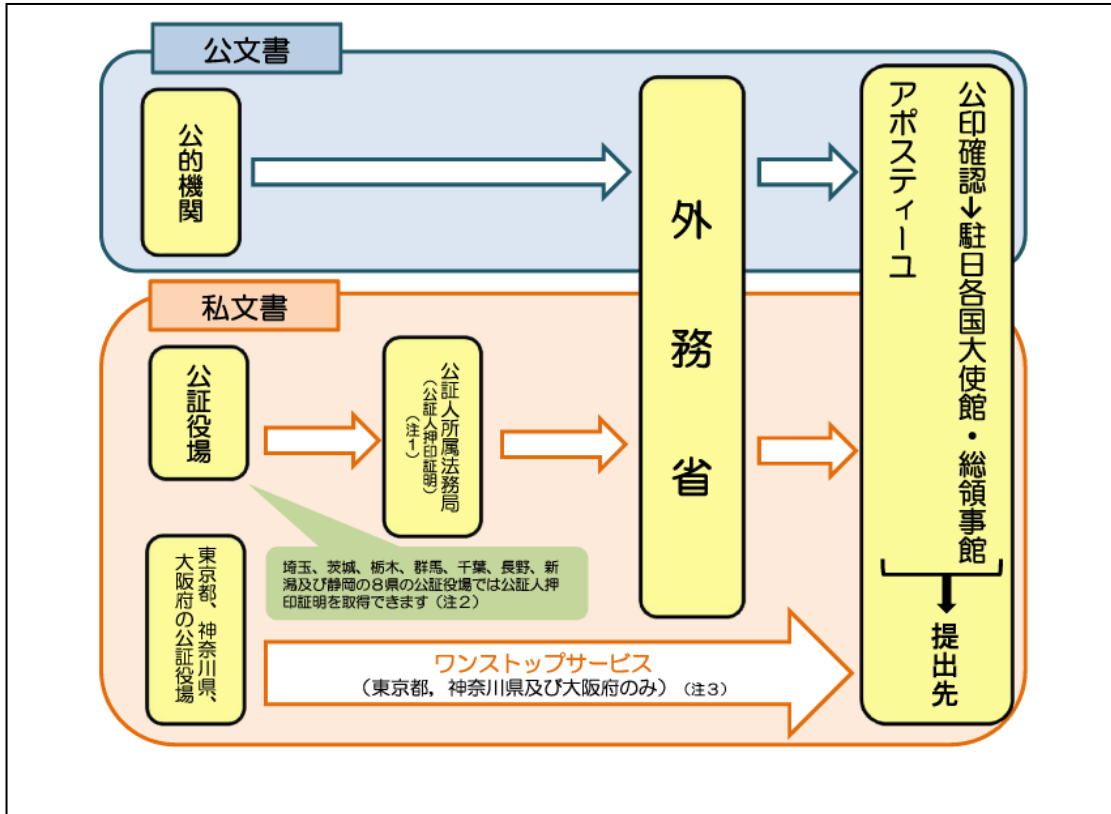
外国人が日本における代表者になる場合、代表者個人の印鑑届出は義務ではありませんが以後の申請や取引上のことを考えるとしておいた方が便利です。

また、漢字圏以外の外国人が日本における代表者になる場合、添付の印鑑証明書に登記可能な通称名を入れておく（当然ですが、通称名と登記上の氏名は同一である必要がある）と便利です。

## 【参考情報】

### 公印確認・領事認証・アポステイーユとは

外国発行の公文書は、真に権限ある機関が作成したかどうか判断が困難であるため、文書の真正を担保するために、「領事認証制度」が国際的に利用されている。



(外務省 HP「公印確認・アポステイーユとは」参照)

### 公印確認・領事認証

公印確認とは、日本にある外国の大使館・(総)領事館の領事による認証(=領事認証)を取得するために、事前に必要となる外務省の証明のことを指す。外務省では公文書上に押印されている公印についてその公文書上に証明を行っている。

### アポステイーユ

アポステイーユとは、「外国公文書の認証を不要とする条約(ハーグ条約)」に基づく付箋(=アポステイーユ)による外務省の証明のことを指す。提出先国はハーグ条約締約国のみである。また、アポステイーユを取得すると日本にある大使館・(総)領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができる。

### 3. 日本法人の設立（合同会社の設立）

#### 事例3

知り合いの会計事務所から、日本で子会社を設立することを決定したドイツの会社があるので、手続を進めてほしい、と依頼されました。簡単な構造の会社の設立を希望しているので、合同会社の設立を勧めようと思います。

この場合の注意点を教えてください。

#### ＜回答＞

基本的には内国会社の設立と同じく、会社法575条以下の適用の問題です。但し、外国会社が出資するということから、以下の点に注意が必要です。

- ①外為法の事前届出と事後報告の要否
- ②合同会社の定款
- ③その他の書類

#### ＜解説＞

##### ①外為法の事前届出と事後報告の要否

株式会社の設立と同様です。

##### ②合同会社の定款

定款の作成のための書類について

外国人または外国法人が社員になる場合であっても、日本人による会社設立と同様に、定款作成のためのチェックシート（資料10）をメール等で送り、それを基に日本語で定款（できれば、下段に英語を併記したもの）を作成します（資料11）。

社員となる外国人、外国法人の確認

合同会社は、定款に社員の氏名又は名称及び住所、並びに出資の内容として金銭等の価額を記載することとされています。（576条第1項第4号及び第6号）社員が外国人、外国法人の場合、どのように確認するべきでしょうか。

個人であれば、旅券、国籍国で交付される身分証明書、滞在国で交付される滞在許可証、運転免許証を送ってもらい（できれば、複数の証明書）、確認します。

会社等の法人であれば、登記制度がある国では会社謄本等、類似する制度がない法域においては、会社の存立に関する証明書、基本的な事項に関する定款等を提供してもらいます。(資料12)

#### 定款記載事項

- ・社員となる外国人／外国法人の氏名／名称及び住所
- ・出資する金銭等の価額  
金銭の他に、価額の評価が可能な財産を出資することができます。  
例： 動産、不動産、ホームページ利用権、既発生の報酬債権（給与債権を除く）、第三者に対する債権、外貨、営業権等（資料13）
- ・競業の禁止に関する別段の定め（第594条第1項但書）  
社員となる親会社は、通常、合同会社の事業の部類に属する取引を行っています。(1項1号)  
親会社、兄弟会社等の同種の事業を目的とする会社の役員、社員になることが想定されます。(1項2号)  
定款に別段の規定を置きます。(資料11)
- ・利益相反取引の制限に関する別段の定め（第595条第1項但書）  
グループ会社間の取引等、社員となる親会社が自己又は第三者のために合同会社と取引をすること（1項1号）が想定されるので、定款に別段の規定を置きます。(資料11)

#### 定款の署名・捺印

外国人が署名する場合、契印に代えて、①各頁の綴り目に署名する、②各頁の余白部分に署名またはイニシャルを自書する、③袋とじの部分に署名する方法が認められます。

Cf. 法務省民事局HP「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00104.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html)

#### ②その他の書類

##### ➤ 業務執行社員決定書（商登法118条・93条）

業務執行社員が法人である場合、設立前に意思表示を行う者は次のとおりです。

- (1) 業務執行社員が株式会社であれば、当該株式会社の代表取締役
- (2) 業務執行社員が持分会社であれば、当該持分会社の代表社員
- (3) 上記(2)の代表社員が持分会社であるとき、当該持分会社の職務執行者

本事例では、社員となるドイツ法人における代表者（又は権限者）個人が決定者となります。

決定書の一般的な決定事項は次のとおりです。

- (1) 代表社員
- (2) 本店所在場所
- (3) 資本金

- 代表社員、業務執行社員が法人である場合、登記事項証明書（商登法 118 条・94 条 2 号イ）

日本で登記されていない外国法人の場合、外国会社に関する商登法 129 条 1 項及び 2 項の規定に準じて、本店の存在を明らかにし、かつ、外国会社の本国の官憲又は日本における領事等の認証を受けた書面が要求されます。

実務では、外国会社の代表者等が本国の公証人の認証を受けた宣誓供述書を準備することが一般的です。

※ 宣誓供述書の記載事項は、外国会社の商号、本店、代表者事項、目的、及び後述の職務執行者の選任に関する事項です。（資料 1 4）

※ 事例 2 の「◎宣誓供述書 (Affidavit) とは?」を併せて参照下さい。

- 職務執行者の選任に関する書面（商登法 118 条・94 条 2 号ロ）

日本で登記されていない外国法人が職務執行者を選任したことを証する書面として、外国において生じた登記事項について変更の事実を証する外国会社の本国の官憲等の認証を受けた書面が要求されます。

代表社員が日本の株式会社であれば、職務執行者の選任を証する書面は、取締役会議事録等であるとされていますが、外国会社に関する商登法 130 条の規定に準じて、上記の認証が求められます。

認証が求められる理由： 本国官憲の認証のない外国法に基づく機関決定書面の適法性を登記官が審査することは困難であるため、外国会社の準拠法に従い適法な業務執行機関が職務執行者を選任したことを外国会社に証明させることが困難であるため、とされています。

実務では、権限ある業務決定機関によって職務執行者（氏名、住所及び生年月日）を選任した旨についても宣誓供述書に盛り込むことが一般的です。

職務執行者の国内居住要件は廃止されました。（平成27年3月16日法務省民商第29号法務省民事局商事課長通知）  
株式会社の設立の「取締役の住所について」をご参照下さい。

●●●実務上の注意点●●●

代表取締役、代表社員（職務執行者を含みます。）の全員を日本に住所を有しない外国人とする設立登記は受理されますが、実際の登記手続きにあたっては慎重な検討が必要です。会社設立後に会社名義の銀行口座を開設することは困難なケースも多いためです。そこで実務上は、これまでと同様、代表取締役等に日本人を加えて設立し、口座開設をする方法も十分検討に値するものと考えます。

- 職務執行者の就任承諾書（商登法 118 条で準用する 94 条 2 号ハ）  
合同会社宛ではなく、選任した社員である法人宛  
（←押印する印鑑に関する制限はありません。）
- 払込（又は給付）があったことを証する書面（商登法 117 条）
  - ・ 払込取扱銀行等が作成した払込金受入証明書
  - ・ 代表社員の口座の取引明細書、通帳の写しを合綴した代表社員（法人の場合、その職務執行者）が作成した払込証明書  
（←届出印を捺印します。）
  - ・ 職務執行者個人の口座を利用する場合、職務執行者に出資金の受領権限を付与したことを証する書面も証する書面の一部となります。
  - ・ 代表社員（法人の場合、法人の代表者）が作成した出資金領収書  
（←押印する印鑑に関する制限はありません。）
- 資本金の額の計上に関する代表社員の証明書（会計規 44 条）  
出資財産が金銭のみの場合、添付不要。  
書類作成者は、代表社員の職務執行者。（←届出印を捺印します。）



➤ 印鑑届の添付書類

職務執行者：代表社員である外国会社の代表者（商登規 9 条 5 項 4 号）

- ・外国会社の代表者の資格証明書に代えて前述の宣誓供述書

職務執行者：代表社員である外国会社の代表者以外の者（同 5 号）

- ・職務執行者の印に相違ない旨の保証書
- ・外国会社の代表者のサイン証明書に代えて前述の宣誓供述書